

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成30年3月、第24回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

5番森委員より欠席の連絡が入っておりますので、報告いたします。出席農業委員会委員は、14名中13名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

開会時間は午後4時4分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号8番根岸委員、9番櫻井委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について内容説明をいたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

13番

議席番号13番山田が調査報告します。現地調査は、3月24日午前9時00分から、竹沢地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、国道254号線旧道を寄居方面へ向かい、飯田の信号から400m程先にさくらぎ苑の看板があります。そこを左折し、道なりに進みますと左側にさくらぎ苑があり、その先に通行止めのゲートがあります。ここは〇〇ができる予定の場所でした。そこから徒歩でゲートを潜り抜け500m程進みますと「私有地につき立入り禁止」の看板と別のゲートがあり、申請地はこのゲートの手前の右側の山林の中です。山林の中にある畑と聞いていましたが、現地は篠が生えており、畑の周りと思われる所はすべてかなりの大きな木に囲まれております。申請地の境界杭は確認ができませんでした。次に所有地の耕作状況を報告します。受人は20筆合計9,259㎡を所

有しており、多くは、受人の住まいの近辺にあります。草刈りはされているけれど耕作はされていない保全管理が多く、その他、山裾にあり現在は篠のジャングル状態の所が5筆程あります。耕作は3筆ありましたが、1筆は自宅裏で、ネギやジャガイモが植わっており耕作されておりました。他の2筆は隣の韮負地区にあり、耕作はされておりますが、本人ではなく近隣の方が借りて耕作しております。以上です。

議長 ありがとうございます。竹沢地区の他の委員より補足説明はありますか。

(竹沢地区推進委員尾上委員挙手)

議長 はい、竹沢地区尾上委員

竹沢) 尾上 竹沢地区推進委員尾上です。当日、家族の方と行き会い、農地法第3条の許可の全部効率利用要件について説明しました。現地調査をした結果に基づき、総会で審議しますと伝えました。

議長 ありがとうございます。その他、竹沢地区の委員より補足説明はありますか。

(議席番号3番松本委員挙手)

議長 はい、松本委員

3番 議席番号3番松本です。申請地は、入り道が馬入れしかありません。他に〇〇ができる予定だった幅の広い道路もありますが、先程の現地調査報告のとおり、さくらぎ苑の先で通行止めです。この土地を求めたところで大きい機械は入れません。本人は開墾して農業をやりたいと言っていますが、腑に落ちないところがあります。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします

(議席番号11番千野委員挙手)

議長 はい、千野委員

11番 議席番号11番千野です。農地法第3条は、自己所有地をきちんと耕作しているが、耕作面積が足りないのので、新たに農地を取得するということだと思いますが、今の調査報告によると耕作されていない農地が多く、許可するには戸惑いがありますが、皆さんはいかがでしょうか。

議長 他に質問等はございますか。

(議席番号1番清水委員挙手)

議長 はい、清水委員

1番

議席番号1番清水です。申請地には行っていませんので、よくわかりませんが、航空写真で見ると、山林に近い状況に見えるのですが、昨年9月の利用状況調査、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査では、どのような結果だったのでしょうか。全部効率利用要件について、先程の現地調査報告からすると、不耕作地があり、新たに農地を取得する権利はないと思われま

事務局

昨年9月の利用状況調査、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果について、申請地は再生困難のB判定でした。

議長

他に質問等がございますか。

(議席番号8番根岸委員挙手)

議長

はい、根岸委員

8番

議席番号8番根岸です。農業従事者であるお子さんは、他に仕事に従事されているのですか。

事務局

申請書には、お子さんの職業は、会社員と表記されております。また申請書には、「農作業の従事状況は、後継者及びその妻が、日曜祭日に従事しており、二人とも定年後に農業を専業に志す」と記載されております。年間常時日数の150日以上というのは難しいのではないかと

8番

議席番号8番根岸です。ただ今の事務局の報告を聞きますと、受人の農地には不耕作地が多数ありますので、そちらの農地に専念していただき、規模拡大は諦めていただいた方がよいのではないかと

議長

他に質問等がございますか。

(小川地区推進委員内野委員挙手)

議長

はい、内野委員

小川(内野)

小川地区推進委員内野です。現地調査報告から判断すると、受人は所有農地で条件の良い場所においても不耕作があり、耕作意欲が感じられず、申請地を新たに耕作することは難しいと思

議長

他に質問等がございますか。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号について、承認の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

挙手なしですので、議案第1号 申請番号1番について、不許可といたします。不許可の理由は、受人が所有している農地に地勢等の地理条件が悪くないところにおいて不耕作地及び耕作放棄地があり、全部効率利用要件を充たしていないため。また、受人の後継者及びその妻の農作業従事が日曜祭日のため、農作業常時従事要件を満たしていないため。以上です。

続きまして議案第2号 申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第2号 申請番号1番について説明いたします。本申請は、昨年の平成29年12月22日第21回総会において、議案第2号申請番号3番で審議し許可相当として、平成29年12月26日付けで埼玉県知事に意見書を送付。平成30年1月18日付け東農第5-193号として埼玉県知事より許可されたものです。許可書の取消願いが、平成30年3月8日、小川町農業委員会に提出されま(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地第2種農地と判断されます。資金面については、全額融資となっており、融資証明書が添付されております。調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号 申請番号1番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

竹沢(尾上)

竹沢地区推進委員尾上が調査報告します。現地調査は、3月24日午前9時から竹沢地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。現地は国道254号線旧道の北側を並走している原川地区の町道を、宏仁会小川病院から竹沢小学校へ向かって約200m進んだ右側になります。一度、許可が下りた所ですが、実際に工事を始めようとしたら、敷地が少し足りなく感じたようで、本申請は82㎡裏に敷地を拡げた計画となっております。隣近所に迷惑がかかるようなことはありません。実家がすぐ近くなので将来的に親の面倒を見るにも適地であります。特に問題ないと考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号 申請番号1番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第2号 申請番号2番について事務局より説明願います。

事務局

議案第2号 申請番号2番について説明いたします。

本申請は先月の平成30年2月27日第23回農業委員会総会において議案第1号申請番号2番で審議し、許可相当として意見決定されたものです。許可書の取下げ願いが、平成30年2月28日、小川町農業委員会に提出されましたので、改めて計画を見直した申請となっております。

(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地第2種農地と判断されます。なお、この申請は一時転用であり、復元計画書も提出されております。また、資金計画については、先程の議案第2号申請番号1番のものの一部であり、新たな資金は発生いたしません。調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号 申請番号2番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

竹沢（尾上

竹沢地区推進委員尾上が調査報告します。現地調査は、3月24日午前9時00分から、竹沢地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、旧国道254号線を寄居町方面へ進み、東武東上線とJR八高線が並走している北側の、宏仁会小川病院から竹沢小学校へ向かって約200m進んだところの右側になります。渡人である息子さんが住居建築のため受人の父親名義の土地についての申請になります。先程の議案第1号申請番号1番における住宅の計画が82㎡増えたことに伴い、本計画ではその分が減っております。一般的に家を建てるにあたっては、一時的なので土地に面している道に車を止めて行ってしまいますが、通学路でもあるために安全安心ということ、また、近隣に迷惑がかからないようにとの考えで現在作物が作られておりますがその土地を利用したいとのこと。特に問題ないと判断いたします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号 申請番号2番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第4 報告第1号 農地法第5条の許可処分取消申請について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第5条の許可処分取消申請についてについて報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましては、書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

続きまして、日程第5 報告第2号 農地法第5条の許可処分取下申請について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第2号 農地法第5条の許可処分取下申請についてについて報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましては、書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第2号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

続きまして、日程第6 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。
続きまして、日程第7 報告第4号 農地改良等に係る届出について
の報告を事務局からお願いします。

事務局

報告第4号 農地改良等に係る届出について報告いたします。
(申請番号1番から2番の内容を報告する。)
これにつきましては、書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第4号について、質問、意見ございますか。
(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。
続きまして、日程第8 報告第5号 農地の埋立(盛土)工事の施
工について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第5号 農地の埋立(盛土)工事の施工について報告いたしま
す。
(申請番号1番から2番の内容を報告する。)
これにつきましては、書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第5号について、質問、意見ございますか。
(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。
以上で議案はすべて終了しました。
これをもちまして、第24回小川町農業委員会を閉会します。
閉会時間午後5時12分です。